

猪名川上流広域ごみ処理施設組合事務局条例施行規則

平成12年8月17日 規則第1号

改正 平成21年4月1日規則第31号

(課の設置)

第1条 本組合の事務を分掌させるため、次の課を設ける。

総務課

施設管理課

(分掌事務)

第2条 課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

総務課

- (1) 組合の総合調整に関する事項
- (2) 組織及び定数に関する事項
- (3) 広報及び広聴に関する事項
- (4) 予算、決算及び財政計画に関する事項
- (5) 資金に関する事項
- (6) 議会に関する事項
- (7) 監査委員及び公平委員会に関する事項
- (8) 文書及び統計に関する事項
- (9) 情報公開等に関する事項
- (10) 職員の人事及び給与に関する事項
- (11) 契約に関する事項
- (12) 組合財産の取得、管理及び処分に関する事項
- (13) 公用車の管理に関する事項
- (14) 公告に関する事項
- (15) 労働安全衛生に関する事項
- (16) ごみ処理手数料の徴収に関する事項
- (17) 来場者の受付案内に関する事項
- (18) 例規の整備及びその他図書の整理保存に関する事項
- (19) 公印の管守に関する事項
- (20) 指定金融機関等の指定、連絡に関する事項
- (21) 環境保全委員会に関する事項
- (22) 地元協議会に関する事項
- (23) 特別職等の報酬に関する事項
- (24) 会計事務に関する事項
- (25) 定数管理に関する事項
- (26) 旅費に関する事項
- (27) 公務災害に関する事項
- (28) 構成市町との連絡調整に関する事項

(29) 他課に属さない事項

施設管理課

- (1) 施設の計画に関する事項
- (2) 施設の建設に関する事項
- (3) 施設の維持管理及び補修工事に関する事項
- (4) 環境影響評価に関する事項
- (5) 施設の委託運転管理に関する事項
- (6) 計量施設に関する事項
- (7) 電気設備に関する事項
- (8) 発電施設に関する事項
- (9) 公害防止対策に関する事項
- (10) 事業の総合計画、調査及び統計に関する事項
- (11) ごみの処理処分に関する事項
(臨時又は特別な事務、事業等の分掌)

第3条 管理者は、臨時若しくは特別の、又は組合運営上重要な事務、事業に関しては、前条の規定にかかわらず、必要な事務分掌の定めをすることができる。

(補則)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成12年8月11日から適用する。

付 則

この規則は、平成21年4月1日の日から施行する。